

甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1. 定数

2人

2. 担当区域

地域名	担当区域番号	担当区域
水口	8	牛飼・袖中・山上

3. 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

4. 身分

甲賀市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第3号及び農業委員会等に関する法律第18条第1項)

5. 主な職務内容

- ①農地法や他の法令等に基づく、担当区域の農地の権利に係る申請案件の現地調査を行うとともに、農業委員会の総会に出席し農地等の利用の最適化推進について意見を述べます。
- ②担当区域の農地利用状況の現地調査（農地パトロール）
- ③担当区域において農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）と連携して、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約、新規就農・参入の促進に関する現場活動を行います。
- ④農業委員と連携して、農業者からの相談及び助言、農業一般に関する調査及び情報の提供、また地域での農業関係者の話し合いに出席します。
- ⑤「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、「農地利用最適化推進施策に関する意見書」について必要に応じて意見を述べます。
- ⑥農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席します。
※農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、日々の最適化活動にかかる活動内容を記録し、翌月の5日までに農業委員会会長へ提出します。

6. 委員報酬

月額 22,000円（月額報酬の他に実績報酬もあります。）

7. 推薦及び公募について

推進委員の募集は推薦及び公募により行います。

裏面へ

8. 推薦を受ける者、応募する者の資格要件

農地等の利用の最適化推進に熟意と識見を有し、推進委員の業務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

①兼職が禁じられている職でないこと。

- ・衆議院議員および参議院議員
- ・甲賀市の職員
- ・公平委員会の委員及び人事委員会の委員

②欠格者でないこと。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は受けことができなくなるまでの者

③暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

④農業委員と推進委員の兼務はできません。(双方に推薦・応募は可能です。)

9. 推薦又は応募の方法【提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。】

①様式の入手方法

推薦申込書、応募申込書は農業委員会事務局に備え付けています。

また、甲賀市のホームページからもダウンロードすることができます。

〈アドレス〉 <https://www.city.koka.lg.jp/13494.htm>

②推薦の場合の提出書類

【農業者からの推薦】

- ・推進委員推薦書（農業者用）（様式第1号）※農業者3人以上の連記が必要。
- ・推進委員同意書（様式第3号）
- ・暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第4号）※推薦を受ける者

【農業者で組織する団体又はその他の団体】

- ・推進委員推薦書（団体等用）（様式第2号）
- ・推進委員同意書（様式第3号）
- ・暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第4号）※推薦を受ける者

③応募する場合の提出書類

- ・推進委員応募申込書（様式第5号）
- ・暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第4号）※応募する者

④提出方法

- ・郵送又は持参

⑤提出先

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053番地

甲賀市農業委員会事務局

10. 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月12日（木）まで

※持参される場合は、市の執務時間内（市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）に提出してください。

※郵送される場合は、封筒の表に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。郵送の場合は締切日必着です。

11. 推薦及び応募状況の公表

推薦、募集の期間の中間及び終了後に、農業委員会等に関する法律施行規則第12条に基づき、提出書類に基づき次の情報を公表します。

【公表内容】

①推薦又は応募する区域

②推薦する者

農業者：氏名・職業・年齢・性別

団体等：名称・目的・代表者又は管理人の氏名・構成員の人数・構成員の資格・

その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

③推薦を受ける者又は応募者

氏名・職業・年齢・性別・経歴・農業経営の状況・推薦する理由又は応募の理由・農業委員の応募状況の有無

④推薦を受けた者及び応募した者の数について

推薦を受けた者の数

応募をした者の数

12. 農地利用最適化推進委員候補者評価結果の通知

①甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された書類により資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価及び必要に応じて面接を行い、候補者を決定します。その後、令和8年7月20日以降に開催される農業委員会総会で承認の後、農業委員会が委嘱します。

②農地利用最適化推進委員候補者の評価結果は5月中旬に、推薦代表者並びに推薦を受ける者及び応募をする者に通知します。

13. 問い合せ先

甲賀市農業委員会事務局 電話：0748-69-2262

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地